

産業情報いわて

(財)いわて産業振興センター情報誌【月刊】平成17年7月10日発行

JULY
2005 **7**
VOL.40

【特集】

夏季賞与支給予定額調査結果 [P2]

夏のボーナス支給予定額

323,222円

前年支給実績額比 + 3.5%

中小企業進化論② [P6]

中小企業にとっての国際会計

経営相談事例 [P8]

専門家派遣事業のご案内 [P9]

株式公開研究会のご案内 [P10]

工業技術センターだより [P11]

いわてものづくりアカデミーのご案内 [P12]





【特集】
夏季賞与支給予定額調査結果

夏のボーナス支給予定額 323,222円

前年支給実績額比+3.5%

当センターが6月1日現在でまとめた、県内中小企業の夏のボーナス支給予定額は、既にその額を決めていると回答した113企業(以下「有額回答企業」という。)の加重平均(有額回答企業の支給予定額の総額÷有額回答企業の従業員総数)で323,222円(前年支給実績額比+3.5%)となった。また、「夏のボーナスを支給する」と回答した企業は66.3%(前年56.5%)と、前年に比べ9.8%増加した。

調査について	
対象企業	1,800企業
調査時点	平成17年6月1日
有効回答数	428企業(うち有額回答企業113企業)
	比率は小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%にならないことがある。

支給予定額、支給実績額の推移(平成9年~17年)

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
支給予定額(円)	296,799	353,954	336,346	328,509	334,951	282,099	285,549	315,140	323,222
支給実績額(円)	361,546	356,299	337,278	332,293	305,964	277,771	291,708	312,250	
(支給予定額÷対前年実績額)の増減(%)	+0.4	2.1	5.6	2.6	+0.8	7.8	+2.8	+8.0	+3.5

各年の支給予定額(平成17年であれば、「323,222円」と、その比較の対象とした前年の支給実績額(平成17年であれば、16年の欄に記載の「312,250円」)は、同一各年の調査結果であり、回答企業は同一である。

「支給予定額」は、14年、15年は20万円台となっていたが、16年に30万円台に戻り、17年はやや上昇した。
「支給実績額」は、14年まで減少を続け、30万円を割り込んだが、15年からは増加に転じている。

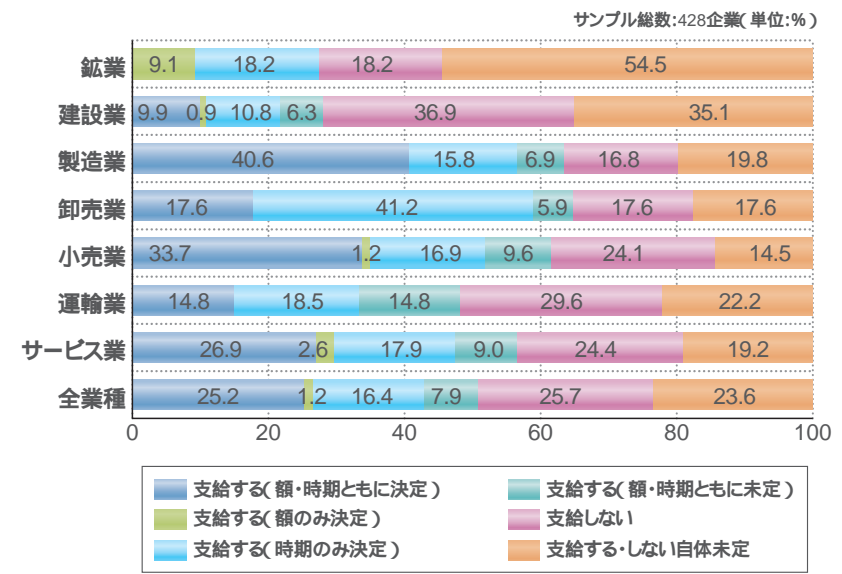
支給予定額、支給実績額の推移(平成17年)

有効回答のあった428企業のボーナス支給の有無は下表のとおりである。

業種	回答	支給する				小計	支給しない	支給する・しない 自体未定	合計
		額・時期とも決定	額のみ決定	時期のみ決定	額・時期とも未定				
鉱業		0	1	2	0	3	2	6	11
建設業		11	1	12	7	31	41	39	111
製造業		41	0	16	7	64	17	20	101
卸売業		3	0	7	1	11	3	3	17
小売業		28	1	14	8	51	20	12	83
運輸業		4	0	5	4	13	8	6	27
サービス業		21	2	14	7	44	19	15	78
全業種(合計)		108	5	70	34	217	110	101	428

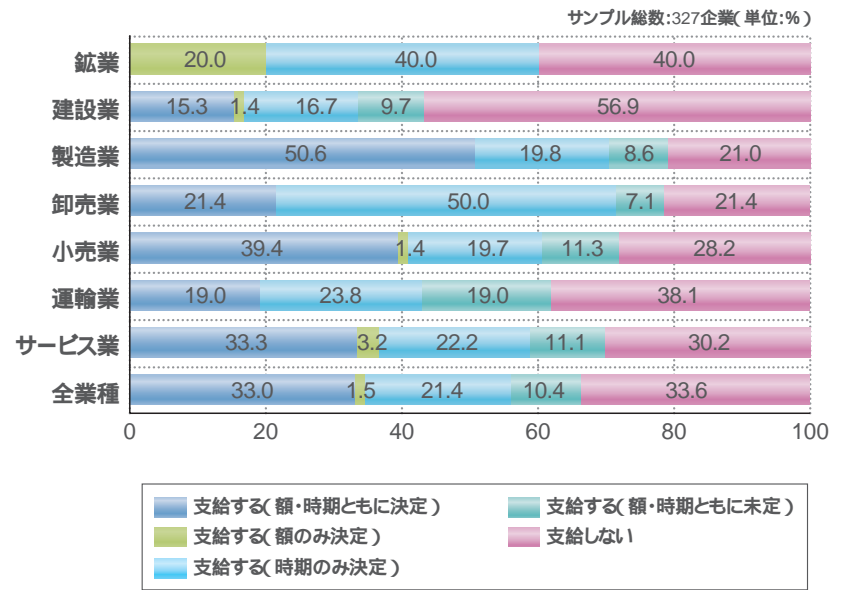
支給予定の状況(「支給する・しない自体未定」を含めた場合)

支給予定の状況を見ると、全業種では「支給する」が50.7%(内訳:「額・時期ともに決定」25.2%/「額のみ決定」1.2%/「時期のみ決定」16.4%/「額・時期ともに未定」7.9%)、「支給しない」が25.7%、「未定」が23.6%である。
業種別にみると、「卸売業」は「支給する」が64.7%と全業種中もつと多く、「製造業」「小売業」もそれぞれ63.3%、61.4%と多い。反対に、「支給しない」は「建設業」が36.9%と全業種中もつと多く、次いで「運輸業」29.6%、「サービス業」24.4%となっている。



支給予定の状況(「支給する・しない自体未定」を除いた場合)

支給予定の状況を「未定」を除いたものでみると、全業種では「支給する」が66.3%(前年56.5%)と、9.8%増加している。一方、「支給しない」は33.6%(前年43.5%)である。



支給予定額

サンプル総数:113企業(有額回答企業)

業種	回答	ボーナス支給額		前年比(%)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均基本給(円)	基本給比(月)
		今夏予定(円)	前年実績(円)					
鉱業								
建設業		271,607	257,963	105.3	40.7	12.9	215,154	1.26
製造業		370,818	355,971	104.2	38.0	11.4	203,123	1.83
卸売業		219,369	187,961	116.7	43.3	14.9	215,194	1.02
小売業		337,505	343,306	98.3	40.2	15.5	217,233	1.55
運輸業		218,478	202,723	107.8	48.9	11.3	176,563	1.24
サービス業		175,312	173,567	101.0	47.1	13.8	155,725	1.13
全業種(合計)		323,222	312,250	103.5	40.4	12.4	198,186	1.63

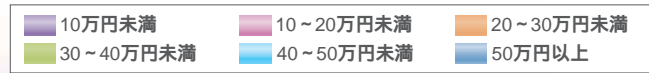
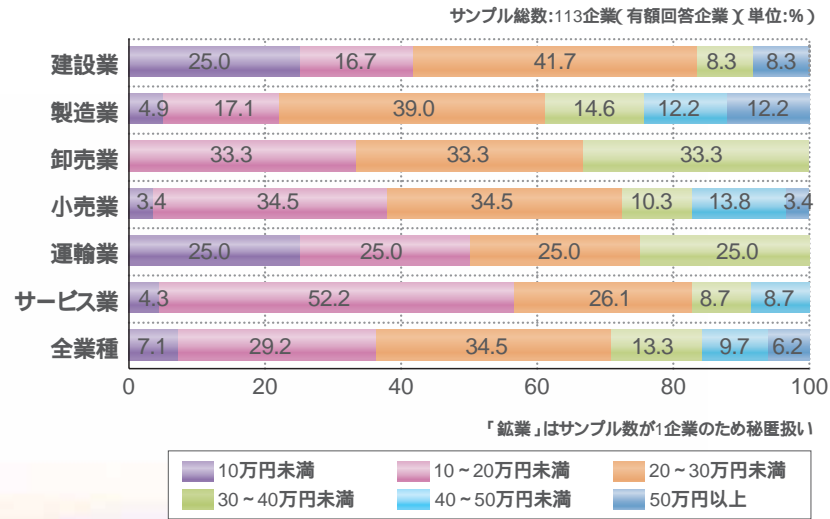
支給予定額は、全業種では323,222円、基本給比1.63ヶ月分である。

業種別にみると、「製造業」が370,818円と最も多く、次いで「小売業」が337,505円と多い。逆にもっとも少ないのは「サービス業」で、175,312円である。

支給予定額の分布

支給予定額の分布は、全業種では「20万円～30万円未満」が34.5%と最も多く、次いで「10万円～20万円未満」29.2%で、「20万円～30万円未満」以下の合計は70.8%である。

業種別にみると、「製造業」は「30万円～40万円未満」以上の合計が39.0%と全業種中もっとも多く、特に「50万円以上」が12.2%と多い。逆に「サービス業」は「10万円～20万円未満」以下の合計が56.5%と最も多い。



支給財源

支給すると回答した企業の支給財源をみると、全業種(全規模)では「内部積立」が60.8%と最も多く、次いで「借入」13.8%、「本社から支給」12.4%である。

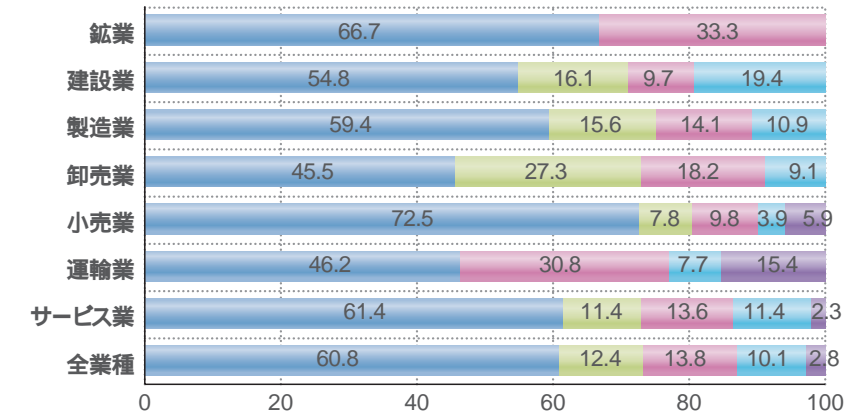
業種別にみると、「卸売業」「運輸業」以外の業種は「内部積立」を50%以上としている。また「鉱業」「運輸業」は、「借入」が30%台と多い。

従業員規模別にみると、「1～5人」の企業は「内部積立」が47.4%と最も少なく、「101人以上」の企業は「借入」が26.3%と多い。

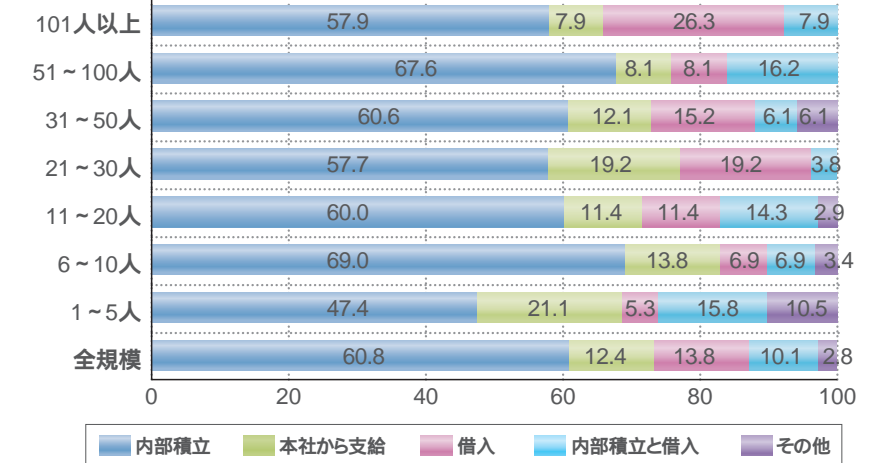


業種別

サンプル総数:217企業(「支給する」企業) [単位:%]

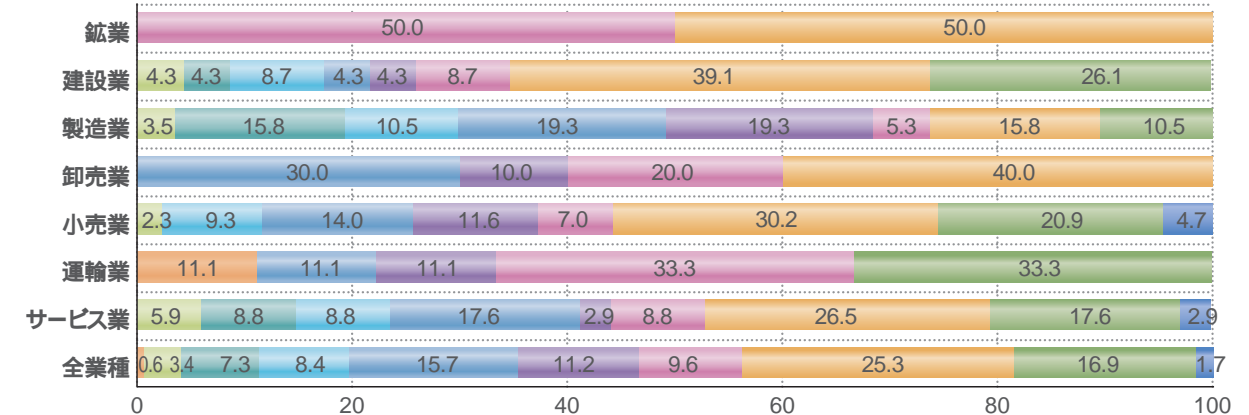


従業員規模別



支給時期

サンプル総数:178企業(支給する時期が決まっている企業) [単位:%]



支給時期をみると、全業種では「8月上旬」が25.3%、「8月中旬」が16.9%と、8月支給が多い。

業種別にみると、「建設業」「小売業」は8月支給が50%を越えている。「製造業」「運輸業」は7月以前の支給が多い。

お問合わせ先 総務グループ TEL 019-621-5380 FAX 019-621-5480
URL <http://www.joho-iwate.or.jp/sangyo/> E-mail joho@joho-iwate.or.jp

中小企業にとっての国際会計

今年はライブドアとフジテレビのニッポン放送を標的にした買収劇でかまびすしい春でした。まるで一億総国民が有能なファンドマネージャーにでもなったかのように、ポイズンピルやホワイトナイト、LBOやTOB等の専門用語を駆使して評論しておりました。

一方中小企業経営者は、これら一連のガバナンスや国際会計について、「お話し」としては面白いが「我々にとっては全く別世界のこと」と高を括っていました。しかし昨年経済産業省は日本の会計基準を世界標準化させていく旨を発表し、併せて中小企業も暫時準拠の方向に進めていくとのコメントも同時に発表しました。もはや国際会計は対岸の火事ではなく、早晚中小企業にとって解決しなければならぬ重要課題として急浮上してまいりました。今回はこのような背景に基づき「中小企業にとっての国際会計」を取り上げます。



会計参与の創設

去る4月6日、日本経済新聞の朝刊一面に「中小企業会計、指南役養成促す、会社法案で参与創設」の見出しが躍った。いったい会計参与とは何なのか。記事を読んでいくと、今国会に提出された会社法案に盛り込まれた新制度として、2006年度にも導入見通しの大企業に対する監査制度の中小企業版であることが分かる。会計参与とは従来の公認会計士や税理士の税務処理に加え、彼らが経営計画の策定や財務上の問題解決支援を行い、中小企業の財務諸表の信頼性を高めることを目的としている。

すなわち、国際会計基準の中小企業版導入を視野に入れた改革の前兆として、スムーズに導入していく一つの布石が打たれたのである。まさに中小企業国際会計基準導入前夜の様相である。

国際会計基準とは

ではいったい国際会計基準とはどのような内容なのだろうか。

国際会計基準とは、世界的に承認され遵守されることを目的に国際会計基準審議会(IASC)によって設定さ

れる会計基準の総称、すなわち会計のグローバルスタンダードである。この会計基準の特徴は次の四点である。

1. 企業グループ全体の活動を把握する連結会計の重視
2. 実際の現金の動きを捉えるキャッシュ・フロー計算書の導入
3. 現在価値を基準にする時価評価の導入
4. 帳簿上に現れない隠れ債務・隠れ損失の計上

以上の四点が国際的に普及した背景には、内外大手企業の財務危機が突然表面化する事件が多発したことによる。このような問題を未然に防ぎ投資家を保護する目的で、財務内容の健全化とディスクロージャーを目的に制度の充実を図ってきた点にある。例えば投資を目的として株券を購入したが、バブルがはじけて一気に株価が暴落した例では、今までは簿価すなわち買った値段を財務諸表に表示しておればよかったわけだが(売却しない限り損は発生しない)国際会計基準ではこれを隠れ損として、決算日の時価で表示しなければならない。従って売却はしていなくても損失が発生することになる。このように従来わが国で慣

れ親しんできた原価会計(資産を購入したときの価額で記録する会計)とは全く趣を異にする、企業の実態を裸にする手法である。

中小企業に対する影響

現在中小企業に対してこのような国際会計基準は適用されていない。しかし全く影響がないわけではない。例えば親会社が公開企業である場合、連結企業グループとして会計基準を統一しておく必要がある。その結果中小企業といえども税効果会計や減損会計といった国際会計基準の導入が義務付けられることになり、当然会計監査の対象となる。

また、資金調達やM&Aに絡み外部から評価される機会の増加に伴い、従来の税法を中心とした節税型財務諸表では高い評価を得ることは難しくなっている。従って従来の原価会計基準での財務諸表作成では次第に資金調達もままならぬことにならねない。その結果信用力の低下を招き、更に資金調達が困難になっていく、或いは取引先の評価も落ちて取引に支障が出るといった悪循環が起きる。

積極的な国際会計基準の導入によるメリット

従来節税と思って処理していた記帳や伝票が「脱税になる」と監査法人から改めさせられた、と大阪の中堅医療材料メーカーの経営者は言う。財務諸表の作成や整備は中小企業にとって古くからの課題だ。遅々として進まなかったが、ここ10年の企業淘汰の過程の中で、会計への認識がようやく高まりつつある。これは5月9日の日本経済新聞朝刊の「経営の視点」に載った記事の一部である。

従来中小企業では、財務諸表は税務申告の手段として、節税を目的に処理していくことが一般的であった。筆者も診断士として何度も財務分析を行ってきたが、実態と財務諸表との乖離には泣かされたものである。しかしここに来て中小企業、とりわけ前向きに発展している中小企業では逸早く国際基準に準拠した取り組みが始まっている。理由の一つは、効率的な資金調達信用力の確保であると記事は続けている。事実、地元金融機関ではルーショナル・バンキングを目的に無担保での中小向け融資が活発化しているのが、この場合厳しい事業計画書や財務内容のチェックが一般的であり、当然しっかりした対応を図っている中

小企業は有利に、しかも機動的に資金調達が可能となってきている。

二つ目の理由は事業環境の変化や新事業への積極的な対応によるものである。中堅の生コンクリート会社では「変動の激しい原材料、製品価格を的確に見ないと」との危機意識から月次での財務諸表を作成している。また、別の中小と事業共同化を目指す建材加工メーカーは、「提供する設備等を数字で表せないと話が進まない」と資産の時価把握に懸命である。マンション建設・販売会社は四年前、小規模私募債発行のため、徹底的に財務諸表を洗い直した、などの事例が記事では紹介されている。

まずは意識改革から

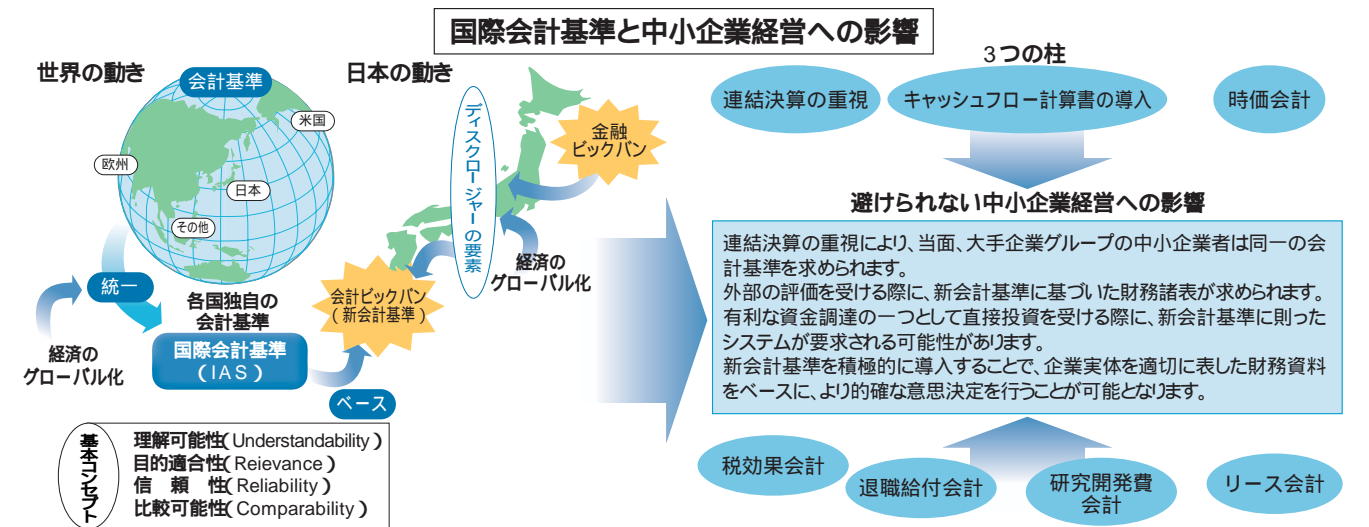
少なくともこれらの事例でも分かるように、積極的な国際会計基準導入への取り組みは企業にとって、新たな資金調達や事業創出のトリガー(引き金)になることは間違いなく、企業変革のきっかけとなって精度の高い経営システムが構築されることになる。実際中小企業の約30%の経営者は企業会計の改革を意識するようになっている。しかし、今まで同族や公私混同といった個人事業の色彩の強い中小企業にとって国際会計基準に準拠した変革を行

うことは相当の抵抗があると思われる。勿論現在の会計基準で現状法的には適合しているのであるから余計変革は難しい。

しかし、将来に対して本質的に強い企業創りを標榜するとの、真の経営者意識を持つのであるならば、このハードルはどうしても越えていただきたい。記事では、会計整備への着手は何かの事業目的と一体となっており、事業の新段階に挑戦する時、経営者は決断し、企業の総点検に乗り出す。まさに経営者の大きな意識改革の時であると述べている。今まで中小企業の会計処理は後ろ向きであったが、これからの会計は二つの目的を持って行われることが必要であろう。その一つは企業経営を成功へ導く羅針盤でありもう一つは第三者への協力と理解を得るプレゼンテーション・ツールである。まさに経営者にとっては健全経営を創り上げる力強い武器である。

現在経済産業省や日本商工会議所が新たな中小企業のための会計基準指針を作成しているの。今後の動向に興味を持って注目していただきたい。なお、別図は中小公庫のホームページに掲載されている「国際会計基準と中小企業経営の影響」の引用である。

S&Gビジネスディレクション株式会社
代表取締役社長 吉田 史朗



出典 <http://www.jasme.go.jp/jpn/publish/info/no270.html#influence>

当センターでは、中小企業者等が抱える経営、金融等様々な問題の相談に応ずるため、マリオス7階に総合相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

Q 私は、製造業を営む個人事業主です。売上も順調に伸びて、周囲からの薦めもあり法人化を考えていたところ、来年度から株式会社が設立しやすくなると聞きました。詳細を教えてください。

現在、会社に関係する定めは、商法、有限会社法、商法特例法等にあって、一般にこれらを「会社法」と呼んでいます。今度これらを、一つの法律にまとめて「新会社法」(仮称)とすることになりました。

この法律は、平成18年4月1日から施行される予定ですが、その中で特に、中小企業に関する主な部分は以下のようなものです。

有限会社制度がなくなります

現行の有限会社制度は株式会社制度に統合され、「株式会社」という会社類型のみになります。したがって、「新会社法」施行後は、新たに有限会社を設立することはできなくなり、株式会社を設立することになります。

現行の有限会社法に基づいて設立された有限会社は、株式会社に移行することになりますが、経過措置として「新会社法」施行後もそのまま有限会社として存続することは可能です。現在の有限会社が、株式会社に組織変更するか、有限会社のままで存続していくかは、会社の事業環境等を考慮して判断する必要があります。

新たな会社類型が生まれます

「新会社法」では新たな会社類型として、合同会社(LLC)が創設されます。これは社員(出資者のこと)の有限責任が確保され、会社の内部組織が総合的規律に基づいて運営される会社です。LLCはLimited Liability Companyの略称で、訳せば有限責任会社ということになります。合名会社の社員の「無限責任」を「有限責任」に置き換えたものといえます。

社員の数は1人以上であれば何人でも良く、社員は業務を執行する権限を有し、株式会社のように株主(出資者)と業務執行者が分離していません。社員は、合同会社の債務については責任を負う必要がありません(個人保証等を行えばその範囲で責任は負います)。会社内部の組織運営は社員の総意に基づき自由に行うことができます。つまり、合同会社では利益処分等の重要事項を含めた、いろいろな事項を定款で自由に定めることができるため、創業時やベンチャー企業などの小資本で人的結合が強い組織向けの会社といえます。

株式会社が簡単に設立できます

設立時の手続きで、簡単になる点は次の通りです。
①最低資本金制度が撤廃され、設立しやすくなります。現在、株式会社は1,000万円、有限会社は300万円が最低資本金となっていますが、「新会社法」の株式会社のうち株式譲渡制限会社(株式を譲渡するには、会社の承認を得なければならない会社)は、資本金を

自由に定めることができるようになります。

現在でも、平成15年2月に施行された新事業創出促進法により「創業者」として確認された者が株式会社や有限会社を設立する場合には、最低資本金規制の適用が除外され、資本金が1円でも会社設立ができる、いわゆる「1円起業」が利用できます。しかし、この制度は「創業者」だけに認められた特例で、個人事業主や代表権を持つ法人役員は利用できませんでした。これに対して、来年度からは、個人事業主も「新会社法」に基づき資本金が最低1円の株式会社に「法人成り」が可能となります。

ただし、少額の資本では、対外的信用度は低くなると思います。

②発起設立の場合、資本相当分の「保管証明」が不要となり「残高証明」で済むこととなります。

③今までは、株式会社では最低でも取締役3名、監査役1名必要でしたが、株式譲渡制限会社は取締役が1名で良くなります。

④類似商号規制が廃止されるため、設立時に類似商号のチェックが不要になります。「新会社法」(商法を含む)では、これまで禁止されていた同一市町村内で、既存の会社と同一商号をもつ会社を設立することが、原則的に可能となります。ただし、不正競争防止法等で商号一般を保護していますので、同一商号の使用には制約があります。

会社を構成する組織が変わります

それぞれの株式会社の個性と実情に合わせて、会社の組織形態を選択できるようになります。

①株式譲渡制限会社では、取締役会の設置は任意であり、株主総会の運営は合理化されます。

また、取締役の任期を定款で最長10年と規定することができます。

②取締役会は持ち回りの書面決議、電子メールによる決議が可能となります。

③監査役は、会計監査権限だけでなく業務監査権限を有することとなります。(ただし、中小企業の場合は、定款で会計監査権限だけに制限できます。)

④取締役とともに会社の計算書類を作成する任務を負う会計参与という任意の機関が設置できます。

その他

現行の株式会社では原則として中間配当を含めて年2回しか配当できませんが、新しい株式会社ではいつでも株主総会の決議によって配当を含む剰余金の分配を決定する事が出来るようになります。また、一定の条件の下、定款に定めがある場合には取締役会の決議で剰余金の分配の決定ができます。

これからは、どのような組織形態を選ぼうと、名目ではなく会社の実質で判断されることとなります。今まで以上に、経営内容の充実に留意することが重要になります。

平成17年度 専門家派遣事業のご案内

中小企業者等が抱える経営、技術、人材、情報化等の課題の解決を図り、もって創業や経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とし、課題別の専門家を派遣する制度です。

派遣対象企業

創業・経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等
創業・経営革新等経営の向上に係る目的・目標が明確である
専門家派遣により、支援の効果が期待できると判断される

申し込み方法

専門家派遣要請書をセンターに提出していただきます。
専門家派遣要請書は、いわて産業振興センターホームページからダウンロードしていただくか、当センターにお問い合わせ下さい。

留意事項

2期分の決算書を添付してください。
専門家に支援していただく「支援計画書」を添付してください。

派遣の決定

申込時から14日間程度で派遣を決定します。

決定後の手続

当センターから専門家派遣に要する謝金・旅費の合計額の中小企業者負担分1/3の振込書を郵送させていただきます。(企業等負担分)
この振込みを確認したうえで、専門家に対し、センターが派遣要請を致します。

派遣報告

指導いただいた内容については、派遣の都度「経過報告書」を、また、専門家の最終派遣終了後、2週間以内に「専門家派遣事業支援業務報告書」をセンターに提出していただきます。

専門家派遣事業のスキーム図



お問い合わせ先 「経営相談・窓口相談」に関するお問い合わせ先
新事業支援グループ TEL 019-621-5070 FAX 019-621-5480
URL <http://www.joho-iwate.or.jp/sodan> E-mail joho@joho-iwate.or.jp

お申込み・お問い合わせ先 新事業支援グループ 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号マリオス7F
TEL.019-621-5387 FAX019-621-5480
<http://www.joho-iwate.or.jp/gyoumu/kikaku/hakentop.html>
担当Email shinjigyoug@joho-iwate.or.jp

主催 岩手県 FVC 株式会社公開研究会

岩手の地から株式公開を目指しませんか？

① 株式公開研究会とは？

岩手県が中心となって設立した、いわてインキュベーションファンドの業務執行組合員であるフューチャーベンチャーキャピタル株式会社(FVC)がその活動を通じて蓄積したハンズオンノウハウを活かし、岩手県内の株式公開(株式上場)を目指す企業や、将来の株式公開を目指し創業を考えている方々への支援を行います。

いわてインキュベーションファンドとは？

岩手県・岩手県内主要企業・中小企業基盤整備機構が出資する、岩手県内の中小・ベンチャー企業への投資を目的とするファンドです。投資先企業の中から2004年に(株)ワイズマンが株式上場を達成するなど、岩手県を牽引するリーディングカンパニーを輩出すべく活動しています。

② 開催要領

主催 岩手県、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
 開催地 セミナー:岩手労働福祉会館(岩手県盛岡市) 個別支援:FVCにご相談下さい
 期間 平成17年7月～平成18年3月
 対象 岩手県内に本社を構える株式公開を目指す企業、または岩手県内での創業を目指す方
 形式 セミナー形式による基礎講座(自由参加、費用無料)
 個別支援方式による応用講座(費用無料)

③ セミナー(7月8日～11月11日計4回開催、岩手労働福祉会館)

株式公開(上場)を目指す上で必要な知識を、専門知識を持つ講師を招いて解説致します。株式公開を目指す企業の方をはじめ、どなたでも参加いただけます。講演テーマは以下のとおりです。

開催日時	テーマ	講師
7/8(金)	15:00～16:00	株式公開実務① (株)ワイズマン 総務部長 藤井 仁氏
	16:10～17:10	株式公開実務② FVC 鈴木 智久シニアインベストメントオフィサー
	17:30～19:00	交流会(参加費2,000円)
8/5(金)	15:00～16:00	マーケティング① (株)はなまる 代表取締役社長 前田 英仁氏
	16:10～17:10	マーケティング② (株)矢野経済研究所
10/7(金)	15:30～17:00	人材 ヒューレックス(株) 代表取締役社長 松橋 隆広氏
11/11(金)	15:30～17:00	公開の留意点 楽天証券(株)

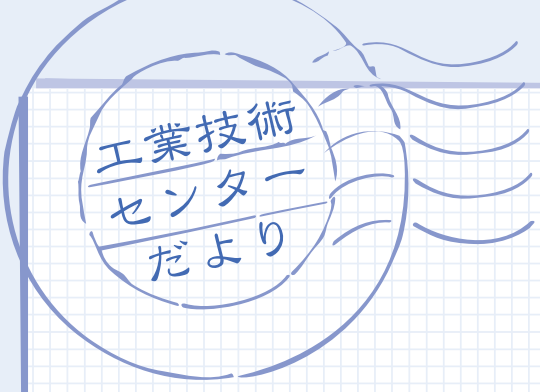
なお、上記内容については変更の可能性もありますので予めご了承下さい。
 参加可能人数は会場の都合上、40名様(申込先着順)となりますのでお早めにお申し込み下さい。

④ 個別支援(7月～来年3月)

上記セミナーにご参加いただいた方の中で、株式公開を目指す上で必要な事業計画策定やマーケティング戦略立案について実践的な支援を希望される企業・個人の方へ、月1～2回ほど、FVC担当者がご訪問させていただきアドバイスを行います。株式公開(上場)を目指される事が個別支援の条件()となります。具体的な内容については、まずご相談下さい。

()1株式公開を目指すこと・または目指すこと及び2上記セミナーに参加することが参加要件となります。

お問い合わせ先 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 岩手事務所
 担当 石井 m-ishii@fvc.co.jp
 TEL. 019-606-3558 FAX 019-606-3568
 住所 盛岡市大通3-2-8 岩手県金属工業会館6F



“お酒の話”(第2話)

日本酒は主食である米を原料とし、生活に深く根ざした伝統的なお酒です。

さて、皆さんご存知のように岩手県は南部杜氏のふるさとです。杜氏とは、日本酒造りの最高責任者で、他に“山内(秋田県)”,“新瀛(越後)”,“丹波”,“但馬”,“広島”等全国各地に杜氏集団がいます。南部杜氏の発祥は1678年、近江商人の村井権兵衛が大阪池田から杜氏を招いて志和で酒造りを行ったことに始まります。その技術を習得した地元杜氏が酒造りを総括するようになり、志和、石鳥谷を中心に発展していったのが、江戸時代後期のことです。その伝統が受け継がれ、現在、全国酒蔵および2,000のうち北海道から四国までの30都道府県約300蔵で南部杜氏が係わっています。

酒に関するいろいろな格言、例えば「酒は百薬の長」とか「親の説教と冷や酒は後できく」等が言い伝えられています。今回は、酒造りと味に関する格言をご紹介します。

【1麹 2もと 3造り】

これは昔から言い伝えられている酒造りの基本を示すものです。「麹造りが一番大事!」ということです。現在でも、一番神経を使う工程です。テレビ等で真冬、上半身裸で作業しているのを見たことがあると思います。これが麹造りです。蒸した米に麹菌をばらばらとつけて、30の部屋で3日間ほど囲っておくと蒸米が麹菌で覆われて真っ白になります。これが麹です。この麹は人間でいう消化酵素を蓄えているのです。米デンプンを分解してブドウ糖にする酵素です(アミラーゼといひます)。麹の出来具合でお酒の味、アルコールの出方、出来上がる酒の量が変わってきます。

「2もと(酒母ともいひます)」というのは、お酒の成分であるエチルアルコールを造る酵母を純粋に大量培養したものです。酵母は、麹によって造られたブドウ糖をアルコールと炭酸ガスに替える役目をします。その大きさは5ミクロン(5/1000mm)ほどの卵形の微生物です。清酒用の酵母は、(財)日本醸造協会で頒布している協会7号や901号という系統と、各県各社で選抜した独自の酵母の2つの流れがあります。これを商品によって各社で使い分けています。岩手県では平成9年頃育種選抜した吟醸2号酵母があり、県内の蔵で広く使われています。この酵母の特徴は、低温(7～10)でも発酵が衰えず、果実様の香りをつくるので、吟醸酒に適した酵母です。

「3造り」とは、もろみの管理のことです。もろみとは、もと(酒母)と蒸米と麹と水をあわせたものです。大きなタンクに入って、発酵しているものです。これらは一度に仕込むのではなく、1日目の仕込み(初添)次の日は仕込みを休みます。これを踊りといひます。3日目に2回目の仕込み(仲添)を行い、4日目に3回目の仕込み(留添)に分けて仕込みます。この方法を3段仕込みといひます。発酵温度は8～18で、15～30日間で発酵は終了します。アルコール分が18～20%にもなります。このもろみを絞ると、米1000キログラムから1.8～2.2キロリットルのお酒と200～400キログラムの酒粕が造り出されます。

発酵期間中、麹による米の分解(デンプンからブドウ糖へ)と酵母による発酵(ブドウ糖からアルコール)とが1つのタンクの中で、並行して進められます。この発酵形式を並行複発酵といひ、日本酒造りの

大きな特徴です。世界の中で最も高いアルコールを生成する技術です。

【あまからびん】

これはお酒の味を表現する言葉です。お酒に限ったことではないのですが、味を言葉で表現しても、それが他人には的確には伝わらないものです。皆さんが日本酒の味で、共通して持っている意見は甘口と辛口。これが「あま」、「から」です。日本酒の表示の中に、日本酒度+3とか-2というのを見たことがあると思います。これは比重の一種で、酒の味の甘辛の目安表示です。-(マイナス)表示は水より重い、つまり糖分が多くて甘い、それに対し+(プラス)表示は水より軽いので辛口の酒になります。ところが酸味やアルコール度数の高低で、甘味の感じ方が変わってきます。酸味が多いと辛く、少ないと表示の割に甘く感じます。気温と同じようなものです。気温+3でも、風が吹けば、体感温度は風のない-2の時より寒く感じるというようなことです。

「びん」、今は滅多に使いませんが、なかなか伝えにくい味の表現です。日本酒を飲んだ後の後味で、味の総合評価です。こくがある、キレがいい、押し味があるといった褒め言葉です。甘い、辛いだけではなく、味わいをイメージさせるものです。

さて、ここからはちょっと宣伝です。今年4月に岩手県酒造組合が盛岡市内に「Jizake-Bar 蔵」をオープンしました。県内28の酒蔵のお酒がそろっています。また、お酒にまつわるいろいろな話を聞くことが出来ます。百聞は一見(一口?)にしかず!冷やして、また自分好みのお燗温度で、「和らぎ水」とともに、自分と相性のよいお酒を見つけに是非お立ち寄りください。

お問合わせ先 岩手県工業技術センター 企画デザイン部
 TEL 019-635-1115 FAX 019-635-0311
 URL http://www.pref.iwate.jp/ kiri/
 E-mail CD0002@pref.iwate.jp

いわて ものづくり アカデミー

のご案内

当センターでは、県内ものづくり産業の国際競争力の強化と一層の集積促進を目指し、品質、納期、コスト各般に渡るカイゼン能力の高い意欲的な人材育成を支援するため、本年度より「いわてものづくりアカデミー」を開催しております。ものづくり現場の活性化とカイゼン意欲の高い企業風土の実現を目指し、精選したメニューとカリキュラムを準備いたしておりますので、ものづくり企業の方々の積極的な受講をお待ちしております。

品質管理上級セミナー

TQM(トータル・クオリティ・マネジメント)の思想に基づいた「新QC7つ道具」その他の品質管理の最新技法を講習し、品質保証についてのエクセレントカンパニーへの成長を支援します。

内 容 5Sの考え方と進め方、標準化
各種の管理 検査手法 他
講 師 玉川大学 大藤 正
日 程 平成17年8月22日・23日・24日
会 場 雫石町・ゆこたんの森
受講料 30,000円
宿泊料 20,000円

キャッシュフロー経営セミナー

費用、試算等財務管理面でのムダ取りを促進する「キャッシュフロー経営」を学び、財務管理の面から御社の競争力強化を支援します。

内 容 キャッシュフロー計算書の作成
キャッシュフロー増大戦略 他
講 師 税理士 榎山直樹事務所 榎山 直樹
日 程 平成17年7月21日・22日
会 場 盛岡市・岩手県自治会館
受講料 20,000円

ホームページ作成入門講座

内 容 ソフトの基本操作、全体設計
ページ作成 他
講 師 いわて産業振興センター職員
日 程 平成17年7月20日・21日、
11月 8日・ 9日
会 場 盛岡市・マリオス7F
受講料 無料

ワード・エクセル入門講座

内 容 文書作成、表計算 他
講 師 いわて産業振興センター職員
日 程 平成17年10月18日・19日
会 場 盛岡市・マリオス7F
受講料 無料

ワード・エクセル中級コース

内 容 チラシ作成、関数計算 他
講 師 いわて産業振興センター職員
日 程 平成17年10月25日・26日
会 場 盛岡市・マリオス7F
受講料 無料

お申込み・
お問合わせ先

育成支援グループ
研修担当

TEL. 019-621-5390 FAX 019-621-5480

E-mail monoaca@joho-iwate.or.jp URL <http://www.joho-iwate.or.jp/kenshu>

新たな連携とビジネスチャンスを求めて

第3回 あきぎん・いわぎん・あおぎん ビジネス商談会 by Netbix

秋田銀行・岩手銀行・青森銀行では、事業意欲旺盛なおお客様のビジネスニーズを共有し、ネットワーク拡大のメリットを享受いただくことを目的とした「北東北三行共同ビジネスネット(Netbix)」を展開しております。このたび本事業の一環として企業間のネットワークおよびビジネスチャンスの創出を目的とした広域の商談会を開催します。ぜひご参加ください。

2005年10月21日(金) **入場無料**

時間 / AM10:00 ~ PM5:00 会場 / 秋田県立武道館(秋田市)
主催 / 秋田銀行・岩手銀行・青森銀行による三行共同ビジネスネット[Netbix(ネットビックス)]

産業情報いわて 2005年7月10日(毎月10日発行)

発 行 (財)いわて産業振興センター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1(マリオス7階) TEL.019(621)5380 FAX.019(621)5480

E-mail joho@joho-iwate.or.jp URL <http://www.joho-iwate.or.jp/>

編集印刷 川嶋印刷(株)

2100

古紙配合率100%再生紙を使用しています。

